教私第１７３８号

令和２年６月１７日

各私立高等学校設置者　様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援事業の実施について（通知）

　日ごろは、本府私学行政の推進にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

標記について、今年度より、私立高等学校専攻科に通う生徒への授業料負担の軽減を行う新たな事業が始まりますので、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金交付要綱及び大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金取扱要領に基づき、手続きいただきますようお願いします。

記

１　私立高等学校等専攻科授業料支援事業について

(1) 交付対象

　次の①から⑥の要件を全て満たす場合に交付されます。

①日本国内に住所を有する者

②高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科を修了していない者

③高等学校等専攻科に在学した期間が通算して２４月を超えない者

④保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者＜住民税非課税世帯＞

イ　保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が８５，５００円未満である者（アに該当する者を除く。）＜住民税非課税に準ずる世帯＞

⑤以下のいずれかに該当する高等学校専攻科の学科に通う者

ア　大学への編入学基準を満たす課程

イ　国家資格者養成課程

　⑥以下のいずれにも該当しない者

ア　退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

イ　一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の５割以下の者

ウ　一の年度における出席率が５割以下の者

(2) 専攻科支援金の額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 専攻科支援金の額※ | 補助上限額 |
| 住民税非課税世帯 | 授業料の月額に相当する額 | 35,600円 |
| 住民税非課税に準ずる世帯 | 授業料の月額に相当する額の１／２の額 | 17,800円 |

　※専攻科支援金の額が補助上限額を上回る場合は、補助上限額

　(3)支給方法

　　　学校設置者が保護者等に代わって受領し、授業料と相殺する。

　(4)事務手続きについて

**受給資格認定**

　　　①在学する生徒に受給資格認定申請書（様式１）を配布してください。申請書等一式のデータを送付しますので、各学校で印刷をお願いします。

　　　②申請書及び課税証明書等（令和元年度(平成30年所得分)課税額を証明する書類）をとりまとめの上、受給資格認定申請者一覧（様式２）及び個人対象要件証明書（様式４）を添付し、大阪府に提出してください。申請者一覧は、電子データも提出してください。

　　　【**大阪府への提出期限】令和2年7月31日（金）**

**収入状況届出**

1. 在学する生徒に収入状況届出書（様式１）を配布してください。
2. 生徒から提出された届出書及び課税証明書等（令和２年度(令和元年所得分)課税額を証明する書類）をとりまとめの上、収入状況届出者一覧（様式３）添付の上、大阪府に提出してください。申請者一覧は、電子データも提出してください。

**【教育長が別に定める日】令和2年7月31日（金）**

**【大阪府への提出期限】令和2年7月31日（金）**

(5)添付資料

　【別添①】大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金交付要綱及び様式

【別添②】大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金取扱要領及び様式

【別添③】年間スケジュール（案）

【別添④】高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱

　【別添⑤】高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて

【問い合わせ・提出先】

〒540-8570　大阪市中央区大手前3-1-43

　大阪府教育庁　私学課

　小中高振興グループ　授業料等支援チーム

TEL：06-6944-6956（直通）

FAX：06-6210-9276

e-mail：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

（授業料支援関係専用メール）